

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

2

2026

TOPICS

P2 資産安心コラム

申告後に何を確認されるのか
税務調査で見られるポイント

P3 暮らしとお金の教養講座

相続で困らないための第一歩
今から始める財産の棚卸し

P4 相続・贈与の基礎知識

法定相続情報一覧図とは
手続きが早く・正確になる理由

数字で見る相続

令和8年度税制改正 年収の壁178万円に

2025年12月19日、与党は『令和8年度税制改正大綱』を発表しました。

所得税がかかり始めるラインである「年収の壁」が160万円から178万円に引き上げることが明記されました。物価高を踏まえ、「基礎控除」と「給与所得控除の最低額」を4万円ずつ引き上げたうえで、「178万円を目指す」とした三党合意の趣旨を踏まえ、さらに基礎控除などが10万円上乗せされます。また、2年ごとに物価上昇に連動して基礎控除などの引き上げを見直す仕組みも創設されることとなりました。

その他、NISAの対象が18歳未満にも拡大され0歳から利用できる新たな枠組みが導入されます。また、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、これまでの利用実態などを踏まえ、適用期限は延長しないこととなりました。

申告後に何を確認されるのか 税務調査で見られるポイント

相続税の申告を終えても、税務調査が行われる可能性があります。申告の不備を防ぐためには、税務署が着目するポイントや申告漏れになりやすい典型例を理解しておくことが大切です。今回は相続税の税務調査の仕組みと調査に備え事前にできる対策を紹介します。

相続税の税務調査とは 確認されるポイントと調査の流れ

相続税の税務調査は、申告内容が正しいかを確認するために税務署が行うものです。調査には、原則、事前に連絡があり日時を調整して行われる「任意調査」と、事前の連絡はなく裁判所の令状に基づき抜き打ちで行われる「強制調査」の2種類があります。相続税の税務調査の対象となりやすいのは、相続財産に占める現金の比率が高い場合、生前贈与が多い場合、不自然な預金の移動がある場合など、申告漏れが疑われるケースです。

相続税は複雑なため申告内容に不備が生じやすいのが実情です。税務調査において税務署が特に重視する申告漏れの典型例としては、以下のようなものがあります。

- ・名義預金（家族名義だが実質被相続人の財産）
- ・亡くなる直前の預貯金の多額の引き出し
- ・タンス預金などの手元現金
- ・生前贈与（贈与の証拠がない場合は「相続財産」とみなされる）
- ・非課税枠を超える死亡保険金や死亡退職金

また、相続財産に不動産が含まれる場合、土地の評価方法（路線価・倍率方式）の適用が正しいか、土地の形状や接道状況、私道負担などに基づく補正が適切か、土地や建物を貸している場合の評価は適正か、名寄帳や登記記録と申告内容に相違はないか、といった点が重点的に確認されます。

なお、相続税の税務調査では、申告内容に応じて次のような書類や資料が確認されます。

- ・預金通帳（過去数年分）
- ・預貯金の取引明細
- ・保険契約書類
- ・不動産の評価資料
- ・生前の贈与契約書やメモ書き
- ・家族間の資金移動の根拠となる記録

税務調査が入りやすい状況とは 事前にできる備えと注意点

相続税の税務調査は必ず行われるものではありませんが、申告内容に対して税務署が疑いや不審を抱いた場合などに実施されます。次のようなケースでは申告に不備が生じやすく、調査が入りやすい傾向にあるといわれています。

- ・相続財産全体で現預金の割合が大きい場合
- ・生前贈与や家族間の資金移動が多い場合
- ・相続人間で申告内容に食い違いがある場合
- ・相続財産に評価が困難な不動産がある場合
- ・相続人が多い、疎遠な相続人がいる、相続争いの兆候がある場合

このような相続税の税務調査に対する備えとして、事前にできる対策をいくつか紹介します。

- ①多額の資産の出入りについては記録し、説明できるようにしておく。
- ②預金通帳や生命保険などの契約書、高額な領収書などの書類を保管しておく。
- ③贈与を行う場合は、契約書を作成し、銀行振込などで記録を残す。
- ④認知症などの判断能力低下のおそれがある場合は、家族の管理体制を整える。
- ⑤生前に財産整理（棚卸し）を行なって財産目録を作成し、家族と共有する。
- ⑥申告前に税理士へ相談し、申告漏れや財産評価などの誤りを防ぐ。

相続税の税務調査は、申告内容が正確であれば過度に恐れる必要はありません。ただし、日頃から資産の動きをわかりやすく整理しておくことが、万一の際の最大の防御策となります。適切な備えを進めるようにしましょう。

相続で困らないための第一歩 今から始める財産の棚卸し

相続手続きや遺産分割をスムーズに進めるには、生前の「資産の棚卸し」が欠かせません。あらかじめ棚卸しで将来の相続財産の把握および共有をしておくことで相続人の負担を減らすことができます。今回は、基本ステップとチェックポイントなどを紹介します。



資産の棚卸しの基本 整理すべき資産の全体像

元気なうちに資産の棚卸しを行うことは、相続対策の基本です。目的としては、相続開始時に手続きを円滑に進めるための「情報の見える化」のほか、資産の把握を通じて生前贈与や遺言書作成の判断材料にすること、さらに認知症リスクや突然の入院に備えて、家族が資産を把握できる状態を整えることなどがあります。「どこにどのような財産がどれだけあるのか」を整理しておくことで、家族の負担を軽減し、財産を確実に承継することが可能になります。

生前の棚卸しで整理すべき主な資産には、次のようなものがあげられます。なかには見落としやすい資産もあるため、漏れのないように注意しましょう。

- ・預貯金（ネット銀行を含む銀行口座）
- ・有価証券（株式、投資信託）
- ・生命保険、年金
- ・不動産（自宅、土地、収益物件）
- ・現金（タンス預金を含む）、貴金属
- ・借入金、保証債務
- ・デジタル資産（電子マネー、各種アカウント）

棚卸しは次の基本ステップに沿って定期的に行うと効果的です。

- ①口座や契約を一覧化する
銀行名や証券会社名など最低限の情報を記載する。
- ②残高や契約内容を確認する
通帳や契約書などの書類に基づき正確に確認する。
- ③書類の保管場所をまとめる
通帳や契約書などの書類の保管場所を決めておく。
- ④年1回の更新を習慣化する
資産は変動することがあるため、定期的に見直す。

棚卸しを進めるコツ 家族で共有すべき情報と注意点

棚卸しを行ったら、その情報を家族で共有することが重要です。特に必ず伝えておくべき情報としては、次のようなものがあります。

- ・主要口座の銀行名と支店名（少なくとも存在がわかるようにしておくことが重要）
- ・ネット銀行やネット証券の利用の有無
- ・保険証券や契約書、不動産の権利書の保管場所
- ・不動産の評価明細（固定資産税の通知書など）
- ・カードの引き落とし口座
- ・デジタル資産などのアカウント情報（共有する場合は管理方法に注意が必要）

こうした棚卸しを行う際には、家族が資産を把握しやすいように、次の点に注意しましょう。

- ①口座やカードの「断捨離」を行い、不要なものは解約する。
- ②タンス預金は家族が把握できないことが多いため、保管場所を明確にする。
- ③ネット口座やデジタル資産は、IDや利用サービスを一覧化する。
- ④パソコンのパスワードやスマホのロック解除の方法を書き残しておく。
- ⑤家族と共有する情報は必要最低限にとどめ、セキュリティに配慮する。

資産の棚卸しは、相続準備の第一歩であり、家族の安心につながる行動です。まずは、保有資産を一覧化することから始め、定期的な更新を習慣化しましょう。

不安な点や専門的な判断が必要な場合は専門家に相談し、早めに行動を開始することをおすすめします。

法定相続情報一覧図とは 手続きが早く・正確になる理由

相続手続きでは、多くの場面で「相続関係を証明する資料」として戸籍書類一式の提出が求められます。法定相続情報一覧図を利用すれば、戸籍一式の提出が不要となり、相続手続きの簡素化が可能になります。今回は、この制度の概要を紹介します。

相続手続きがスムーズに！ 作成の目的と利用場面

法定相続情報一覧図とは、相続関係を示した一覧図について、一覧図の内容が民法に定められた相続関係と合致することを登記官が確認したうえで、その一覧図に認証文を付した写しを無料で相続人に交付する制度です。これは、相続手続きで提出を求められる戸籍書類一式に代わり、公的な証明書として利用可能です。さらに、法定相続情報一覧図を利用することで、「相続関係の証明」を一元化でき、手続きごとに戸籍書類一式を提出する必要や、複数の機関で原本返却を待つ手間を省くことができます。

利用できる場面としては、①預金の払い戻しや有価証券の名義変更など、銀行や証券会社での相続手続き、②不動産の相続登記（2024年4月以降は義務化）、③相続税申告や準確定申告などの行政手続きなどがあります。戸籍一式の代替として提出できるため、相続人が多数いる場合や複数の機関で手続きを行う場合に特に有効です。

作成・取得の流れ メリットと注意点

法定相続情報一覧図の取得手順は次の通りです。
①被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本や相続人の戸籍謄本などを収集し、相続関係を確認できる資料を準備する。
②法務局HPに掲載されている様式を参考に一覧図を作成する。
③所定の申出書と①で準備した資料一式、一覧図を法務局へ提出し、認証済みの一覧図を交付してもらう。

法定相続情報一覧図を利用すれば、各種相続手続きで戸籍一式の提出が不要となり、複数の手続きを同時に進められるほか、書類紛失のリスクが低減できます。ただし、一覧図の作成には一定の手間がかかり、相続関係に誤りがある場合は認証されないため注意が必要です。

法定相続情報一覧図は、相続に伴う手続きの負担を大きく軽減できる制度です。早めの作成でメリットを享受できる場合もあります。相続関係が複雑な場合や作成方法に不安がある場合は、専門家へ相談し、早期の準備を心がけましょう。